

77 報告書公表の是非

報告書の公表には賛否両論あるといいますが、どのように考えたら良いでしょうか。

ガイドラインには「学校の設置者及び学校として（略）適切に判断する」としながらも「特段の支障がなければ公表することが望ましい」とあります。公表の実態は3割程度です。

【公表のメリット・デメリット】

「重大事態に関する調査結果報告書の公表について」（大津市教育委員会、平成29年6月）及び「いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について（答申）」（横浜市いじめ問題専門委員会、平成29年12月11日）には次のような指摘があります。（数字は大津市、カタカナは横浜市）

- 【メリット】
(1)市内小中学校の教職員等に公表することで、同種いじめ事案の再発防止につながる。
(2)教育委員会・学校によるいじめ対応が経過とともに明らかにされることで、学校現場及び教育行政の透明性が担保される。
(3)調査過程・調査結果が可視化され、調査の中立性・公正性等についての客観的な評価が得られることで、第三者委員会の調査結果の信頼性の担保につながる。
（ア）社会全体としていじめ防止等の対策強化に役立てるという公益性をもつ。
（イ）市民目線で学校教育のありようを見つめ直すことに役立ち、児童生徒の育成を第一義に据えた公正な学校の教育活動を強化する契機になる。
（ウ）本委員会の公正性・中立性を確認する機会とし、調査結果の信頼性を保つ。

- 【デメリット】
(1)関係当事者それぞれの立場や関与の度合いが明らかになり、関係当事者の周囲の児童生徒との関係性の構築に支障を及ぼす虞がある。
(2)被害・加害の当事者間の対立構造が浮き彫りになり、被害児童生徒の登校再開や立ち直り、加害生徒の更生、当事者間の関係修復等に支障となる虞がある。
(3)ウェブサイトに転載され、個人が特定されることによって、重大事態の関係当事者としての認知が将来にわたって続く虞がある。
(4)関係当事者の行為への批判が社会的「制裁」の効果を生む虞がある。
（ア）調査への非協力・回答への変節等が懸念され報告書の真実性が低減する虞がある。
（イ）関係当事者の個人が特定されたりする中、学校や地域での生活に支障を生じる。
（ウ）転載が繰り返され、重篤な人権侵害や成長阻害の状況が生まれる。

7.8 報告書公表の留意点

公表の決定者は誰ですか。公表する場合の留意点は何ですか。

調査主体が、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して決定します。公表する場合は、デメリットをいかに低減するかがポイントとなります。

答申（報告書）そのものの公表

調査の信頼性・透明性の確保に重点を置くため、報告書そのものを情報公開条例等に基づき公表します。不開示とする部分を黒塗りするなどして整理した上で地方公共団体のホームページに一定期間掲載する等のやり方があります。メディアで大きく取り上げられた事案で多く見られます。

この場合、前問で挙げた「公表することによるデメリット」をいかに低減化させるかがポイントとなります。公表される多くの調査報告書が数ページにわたって「真っ黒」になっていますが、デメリットを最小限に抑えるには必要最低限の配慮の結果であると思われます。

概要版・公表用報告書の公表

公表版を別途作成する場合があります。この場合、黒塗りとする部分を内容は変えずに表記の変更等を行ったり、全体像の把握の視点から問題が生じる虞のない部分を削除したりするなどして、分かりやすい概要版とする工夫が求められます。これは、被害児童生徒・保護者への説明の際に活用できるだけでなく、再発防止を目指した教職員研修を行う際に貴重な資料となります。

しかし、課題もあります。第一に作成主体の問題です。第三者委員会が作成するには、新たな委員会の開催が必要になります。調査主体に任せる場合は、公表前に答申（調査報告書）の文責を担う第三者委員会の了承を得るか否か等について一定の約束事（規則）の策定を考えなければなりません。

第二に、報告書原本と概要（公表）版との同一性確保についての信頼を得ることです。例えば、被害を受けた側の代理人弁護士や首長部局の第三者委員会が報告書原本と概要（公表）版をチェックする機会を設けるなどの対策を講じます。

なお、情報公開に当たっては個人情報保護条例の「利用・提供制限」に通暈するとともに、個人情報の提供を受ける者に対し、利用目的・方法の制限等の必要な制限を付し、漏えい防止・個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる（措置要求）ことがあります。